

愛媛県地域訓練協議会設置要綱

1 目的

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）を実施するに当たり、国で策定する全国規模の総合的な職業訓練実施計画も踏まえ、愛媛労働局管内における求職者の動向や訓練ニーズに対応した実施分野及び規模の設定、訓練実施機関の開拓や地域の関係機関間の連携方策等について企画・検討を行う場として、地域訓練協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

2 名称

協議会の名称は、「愛媛県地域訓練協議会」と称する。

3 構成

(1) 協議会は、以下に掲げる者を参集者として構成する。

- ① 有識者
- ② 労使団体その他産業界の関係者
- ③ 福祉機関の関係者
- ④ 教育・教育訓練機関の関係者
- ⑤ 地方公共団体の関係者
- ⑥ キャリア形成サポートセンターの関係者
- ⑦ 愛媛労働局長

(2) 協議会には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

4 会長

(1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

(2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 協議会の開催

協議会は、原則として年2回開催し、中央訓練協議会の開催に合わせて開催する。

6 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 愛媛県における公的職業訓練の訓練実施分野及び規模（目標）の設定に関すること。
- (2) 訓練実施機関の開拓や関係機関間の連携方策等に関すること。
- (3) 公的職業訓練の効果的な実施の推進に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること。

7 事務局

協議会の事務局は、愛媛労働局職業安定部に置く。

8 その他

- (1) 協議会の議事については、別に協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月25日から施行する。

この要綱は、平成24年4月10日から施行する。

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月12日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

愛媛県地域訓練協議会委員名簿

令和4年1月6日現在

区分	所 属	役 職 名	氏 名	備 考
有識者	松山大学法学部	教 授	村田 毅之	
労使団体	愛媛県商工会議所連合会	専務理事	福井 琴樹	
	愛媛県商工会連合会	専務理事	飯尾 智仁	
	愛媛県中小企業団体中央会	専務理事	菊池 薫	
	愛媛県経営者協会	専務理事	八塚 洋	
	日本労働組合総連合会愛媛県連合会	事務局長	白石 浩司	
福祉	社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会	常務理事	杉野 洋介	
教育・訓練機関等	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛媛支部	支部長	富田 祐一	
	一般社団法人愛媛県専修学校各種学校連合会	理 事	渡邊 秀一	
	愛媛県職業能力開発協会	専務理事	朝山 修治	
	一般財団法人日本医療教育財団 松山支部	支部長	武市 由起	
地方公共団体	愛媛県教育委員会事務局指導部	部 長	田坂 文明	
	愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課	課 長	吉高 徹	
センター	株式会社パソナ 愛媛キャリア形成サポートセンター	センター長	宇都宮 直樹	
労働局	厚生労働省愛媛労働局	局 長	瀧原 章夫	

※協議会設置（平成23年7月25日）当初から委員任期を定めていないが、平成26年度11月から任期を2年間とし現委員が委員交代時に、新委員に対し任期を明記した委嘱状を交付することとする。